

山鹿市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第19号

山鹿市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の単身赴任手当に関する規則（平成17年山鹿市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第3項」を削り、同条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第3条中「及び」を「本文及びただし書並びに」に改める。

第5条第1項中「任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと。

第5条第2項第7号中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」に、「適用」を「適用又は事由発生」に改め、「その他給与条例第9条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員」を削り、同項に次の1号を加える。

(8) その他給与条例第9条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員

第7条第1項後段中「同様」を「、同様」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第8条第2項中「事情」を「事項」に改める。

第9条第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

第10条第1項中「たる」を「である」に改める。

様式第1号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の山鹿市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和4年山鹿市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第8条を削る。